



法エール

Vol. 83

H27. 11. 20



ご挨拶

先月（10月）末頃、ある女性の方から「お世話になりました。」ということで、カボチャの絵柄のシールが貼られたお菓子（チョコレート）をいただきました。少しだけお役にたった位で、特別なことをして差し上げたようなこともないのに、何と律儀な方だろうと思っていました。そしてその日、帰宅をしてテレビを見ていましたところ、「ハロウィン」のことが放映されていました。「ハロウィン」は、シンボルがカボチャで、仮装をしたり子供達にお菓子を渡すような行事であろうということは知っていましたが、より詳しい情報を得るために、ネットで調べて見ました。すると、元々秋の収穫を祝い、悪霊を追い出す祭りでしたが、現在では本来もっていた宗教的な意味合いはほとんどなくなっているどころか、商業化が著しく、子どもにあげるキャンディをはじめとした「菓子類」、お化けや魔女の仮装コスチュームなどの「衣装」、家や店舗の飾り付けに用いられるオーナメントなどの「装飾」、そして友人に送る「グリーティングカード」の4つを中心として、今やクリスマスやバレンタイン市場を上回っていると紹介されていました。日本人の商魂魂の逞しさに感心しながらも、私にプレゼントをしてくれた女性も、きっとこの商戦に便乗されたのだろうと思いました。そして、私も、来年のハロウィンは、日頃からお世話になっている人に感謝の気持ちを伝える機会として便乗しようと思いました（本来の趣旨とは異なると思いますが）。来年10月31日の「ハロウィン」が今から楽しみです！皆様もこのイベントを活用されてはいかがでしょうか？

それでは、今月の法エールもよろしく申し上げます。（代表社員 大島 隆広）



信託について



今回は、信託の意義について簡単に制度の紹介をしました。今回は、信託の活用について事例を用いて説明いたします。

（事例）

Aさんは70歳で収益マンション、田畑、預貯金等を有しています。Aさんは将来、認知症等になり意思能力が低下し、Aさんの希望通りの財産管理ができなくなるのではないかと、また、亡くなった後に、遺産分割で子供たちが揉めないかと不安に思っています。

Aさんには、子供が3人おり、長男Bの家族と同居しています。Aさんは、この長男Bに収益マンションの管理及びその収益の一部をAさんの生活費に充てるようお願いできないかと考えています。また、Aさんが亡くなった後は、遺留分を侵害しない範囲内で、BにAさんの財産の大部分を相続させたいと考えています。

この場合、信託を使えば、Aさんの希望をかなえることができます。Aさんの財産すべてを、Bに信託するという内容で信託契約結びます。信託とは簡単に言うと「預ける」ことです。具体的な内容は、収益マンションの月々の収益のうち、一定の金額をBはAさんに渡すというものです。また相続税対策として、保険契約を締結したり、子供や孫へ生前贈与をする等の処分権（契約などができる権利）もBに与えます。Aさんが亡くなった際は、残余財産の帰属先として、遺留分相当額をB以外の子供にし、その他のすべての財産の帰属先をBとします。

（※遺留分（いりゅうぶん）とは、亡くなった方の兄弟姉妹以外の相続人に対して留保された相続財産の割合をいいます。遺言などで相続人の一部が遺産を相続したことにより、遺留分の割合を下回る遺産しか取得できなかった相続人は、遺言などにより遺産を取得した相続人に対し、遺留分を保全するための請求ができます。（民法1028条以下））

信託のメリットは、委託者が予め決めておいたことを、意思能力が低下したとしても実現できることです。通常、認知症などにより意思能力が低下すると、当然、保険契約や生前贈与はできませんが、信託契約に定めておくことでそれらが可能となります。今回の場合、Aさんは、生きているうちにBに財産管理をお願いすることで、Aさんの意思を早期に伝えることができ、さらにBの管理の仕方を確認しておくことで、安心して亡くなった後の財産を相続させることができます。仮に、Bがきちんとした財産管理ができず、Aさんが不安を感じたら、Bを解任することもできますし、その場合は、再度信託契約を作り直すこともできます。

しかし、信託は、財産管理等のみで身上監護（Aさん受ける介護サービスや入所する施設の選定など）に関しては、契約に定めることはできません。そのため、身上監護の必要が生じたときは、信託と後見制度等をうまく組み合わせることで、信託を利用される方の希望をより実現することができます。

今回は、また別の事例を用いて信託の活用について説明いたします。

判例紹介

～取締役の辞任登記の未了と対第三者責任～
（最高裁判所昭和62年4月16日判決）

<事案の概要>

A株式会社の取締役はA会社の倒産を機に辞任していたが、辞任登記を経由していなかった。また、監査役は辞任のうえ登記の抹消を代表取締役に求めていたが、放置されていた。

B会社は、A会社の倒産の事実を知りながら、会社債権者集会で事業の継続が決まったので、A会社と取引に入ったものの、A会社が再度倒産に陥ったため、未回収の代金債権相当額等を求めて、取締役と監査役に対して損害賠償請求訴訟を提起した。

<裁判所の判断>

株式会社の取締役を辞任した者は、辞任したにもかかわらず、なお積極的に取締役として対外的・内部的な行為をあえてした場合を除いて、辞任登記が未了であることにより、その者が取締役であると信じて当該株式会社と取引した第三者に対しても、

会社法429条1項(改正前商法第266条の3第1項前段)に基づく損害賠償責任を負わない。

しかし、取締役を辞任した者が、登記申請権者である会社の代表者に対し、辞任登記を申請せず不実の登記を残すことについて明示的に承諾を与えていたなどの事情が存在する場合は、取締役を辞任した者は、商法14条の類推適用により、善意の第三者に対して株式会社の取締役でないことをもって対抗できないので、会社法429条1項の所定の責任を免れることはできない。

今回の事案で取締役が代表取締役に対し取締役を辞任の意思表示をした際やその前後に辞任登記の申請をせず不実の登記を残すことに明示的に承諾を与えていたなどの事情については主張立証がないので取締役はX会社に対し会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負うものではない。

※会社法第429条(役員等の第三者に対する損害賠償責任)

1 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。(以下、省略)

※商法第14条(自己の商号の使用を他人に許諾した商人の責任)

自己の商号を使用して営業又は事業を行うことを他人に許諾した商人は、当該商人が当該営業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

<コメント>

登記簿上だけの取締役でも、特段の事情や明示的な承諾がなければ、辞任した以上は取締役としての権利義務はなく、任務懈怠ではないことが示された判例です。取締役は任務懈怠ではありませんが、登記申請権者の代表取締役は2週間以内に登記手続をしなければ登記懈怠の過料の制裁があります。登記事項に変更が生じた場合は早めにご相談いただけたらと思います。

コラム

～ミリオタ???



今年も待ちに待った航空祭の時期がやって来ました。

戦闘機愛好家でも、ミリタリーマニアでもない私ですが、気がつけば去年は築城・芦屋・新田原三ヶ所の航空祭を完全制覇してました。

ところで、航空祭の魅力は……まずは凄い人ごみの中、手荷物検査のゲートをくぐると目の前には「F2」や「F15」の戦闘機の写真をバシャバシャ撮るカメラ好きの方々……壮観です。

皆さん見るからに高級そうな一眼レフを駆使しておられます。(車一台分相当のレンズなんて珍しくないみたいですよ)私は、後方でiPhoneで1・2枚。(ちなみに人気の空自には飛行機だけじゃなく、フォトジェニックの方々も沢山いらっしゃいますよ。)

次に最大の見せ場のブルーインパレスのアクロバット飛行になると、空に向かって観客に視線が一斉に動く様は鳥の群れのようにシンクロして面白いですよ。

……という具合にオープニングから帰投まで目一杯楽しめてかなり、オススメです。

ちなみに次回の航空祭での私のお目当ては「防衛省まんじゅう」を試食してみようかと……全然「ミリオタ」ではないですね！

(健軍事務所 春本 祐子)

司法書士日記

先日、十数年ぶりに健康診断に行ってみりました。これまで、アルバイトをしながらの司法書士の受験期間が長かった私にとって病院できちんとした形で受ける健康診断というものには全く無縁でありました。年齢的なものと、日頃の不摂生もあって、ビクビクしながら健康診断を受けてきたわけですが、結果、予想通り二つも要再検査を言われ、他にも血圧が高い、コレステロール値が高い、肝臓の数値が平均に比べて悪い等々、このまま余命まで言われかねない勢いで不健康であることを言渡されました。しかし、手術、入院等まではなかったのになんとか胸をなでおろしているところですが、大好きなお酒を控えるように言われ、かなり落ち込んでいるところです。「健康管理も実力のうち」と言いますけど。健康やっぱり、大事ですね。

(清水事務所 司法書士 小山 信一郎)

お知らせ

~寄り添う支援で笑顔ふたたび~

当法人は、「NPO法人身近な犯罪被害者を支援する会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-341-8222

FAX 096-341-8333

命の絆・大切に、輝く命・永遠に

当法人は、「一般社団法人命の尊厳を考える会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-337-1251

FAX 096-337-3355

当法人では、継続的な相談にも対応できるよう、**顧問契約**の締結を行っています。会社・個人問いません。詳しくはお近くの事務所までお気軽にお問い合わせください。



司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

- 龍田事務所** 〒861-8006
熊本市北区龍田3丁目32番18号
TEL: 096-327-9989 FAX: 096-327-9799
- 清水事務所** 〒861-8066
熊本市北区清水亀井町16番11号
TEL: 096-346-3927 FAX: 096-346-4044
- 薄場事務所** 〒861-4131
熊本市南区薄場町46番地 薄場合同ビル内
TEL: 096-320-5132 FAX: 096-357-5710
- 健軍事務所** 〒861-2106
熊本市東区東野1丁目1番12号
TEL: 096-360-3366 FAX: 096-360-3355
- ホームページアドレス <http://www.hshsc2003.jp/>